

【介護予防通所型サービス】

加算の変更(令和6年6月1日から)

		変更前	変更後	
介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 59/1000 加算	所定単位数の 92/1000 加算	1月につき
	(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 43/1000 加算	所定単位数の 90/1000 加算	
	(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 23/1000 加算	所定単位数の 80/1000 加算	

加算の新設(令和6年6月1日から)

		変更前	変更後	
介護職員等処遇改善加算	(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)		所定単位数の 64/1000 加算	1月につき
	(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)	(一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)	所定単位数の 81/1000 加算	
		(二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)	所定単位数の 76/1000 加算	
		(三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)	所定単位数の 79/1000 加算	
		(四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)	所定単位数の 74/1000 加算	
		(五)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)	所定単位数の 65/1000 加算	
		(六)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)	所定単位数の 63/1000 加算	
		(七)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)	所定単位数の 56/1000 加算	
		(八)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)	所定単位数の 69/1000 加算	
		(九)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)	所定単位数の 54/1000 加算	
		(十)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)	所定単位数の 45/1000 加算	
		(十一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)	所定単位数の 53/1000 加算	
		(十二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12)	所定単位数の 43/1000 加算	
		(十三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13)	所定単位数の 44/1000 加算	
		(十四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14)	所定単位数の 33/1000 加算	

加算の廃止(令和6年5月31日まで)

介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)
	(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)
介護職員等ベースアップ等支援加算	